

賢い家づくり実現！「マイホーム購入支援制度」を活用してみませんか？

住宅ローン減税拡充措置

この制度は、住宅ローンを借り入れて住宅を取得する場合に、取得者の金利負担の軽減を図るための制度です。毎年末の住宅ローン残高又は住宅取得対価のうちいずれか少ない方の金額の1%が10年間に渡り 所得税の額から控除されます。所得税から控除しきれない場合には、翌年の住民税からも一部控除されます。更に、消費税増税10%が適用される住宅を下記の期間に取得等して、居住の用に供した場合に、11年目から13年目に所得税額から控除されます。

Point ① 毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、所得税から控除

Point ② 所得税で控除しきれない分は住民税からも一部控除

Point ③ 消費税率の引き上げに合わせて大幅に拡充

特別措置期間：令和元年10月1日から令和3年12月31日

一定の期日までに契約が行われていること。

(注文住宅新築：令和2年9月30日まで。

分譲住宅取得：令和2年11月30日まで。)

住宅ローン減税表	一般住宅の場合	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合
適用期間（入居年）	平成26年4月1日～令和3年12月31日	平成26年4月1日～令和3年12月31日
対象となる年末住宅ローン残高	最高：4,000万円	最高：5,000万円
控除率	1%	1%
控除期間	10年	10年
特別措置期間（入居）	令和元年10月1日～令和2年12月31日	令和元年10月1日～令和2年12月31日
控除期間	3年（11年目～13年目）	3年（11年目～13年目）
住民税控除額（小さい方の額）	最高 13.65万円 (前年課税所得金額×7%)	最高 13.65万円 (前年課税所得金額×7%)
主な条件	①自ら居住すること ②床面積が50㎡以上であること ③借入金の償還期間が10年以上であること ④年収が3,000万円以下であること等	